

都市乗合自動車の特許

法學士 小林 尋次

過般内務省で開かれた地方長官會議に、乗合自動車法案が諮問せられた時、之に對して烈しい反對意見が多くの地方長官から提出されたと聞いてゐるが、其の時の反對意見の主要點は、乗合自動車營業を特許制度にする點に在つたさうである、其の時の地方長官の多數意見が或は中央集權的立案に對する根本主義上の見解の相違からの反對か或は眞に特許制度を非なりとするか其の邊の眞意は窺知を許さないが、北米合衆國にては既に左の如き法案が本年二月五日議會に提出されたとの事なので、何等かの参考までに全文を譯出することにした。

(一) 本法ニ基ク大臣ノ命令ノ規定ニ依リ特權ヲ附與セラレタル地方廳ハ乗合自動車ノ設備維持ヲ爲シ(但シ製造ヲ除

ク)其ノ管轄區域ノ内外ニ亘リ其ノ地方廳カ經營シ又ハ設定シタル軌道線、無軌條式電車線又ハ乗合自動車線ノ延長線若ハ共同線タル道路上ニ一定ノ期間中乗合自動車ノ經營ヲ爲スコトヲ得、但シ本法ニ基キ其ノ管轄區域外ノ道路ニ於テ乗合自動車ノ經營ヲ爲サムトスルモノハ左ノ條件ノ何レカニ常リ且其ノ道路ヲ管轄スル町村會ノ同意アリタル場合ニ限ル此ノ場合ニ於テ町村會ハ理由ナクシテ同意ヲ拒否スルコトヲ得ス大臣ニ於テ其ノ拒否カ理由ナキモノト認めラルル時ハ町村會ノ同意ヲ要セス

(イ) 命令ノ規定ニ依リ乗合自動車ノ通行シ得ヘキ道路トシテ特ニ指定サレタル道路タルコト

(ロ) 乗合自動車經營ニ關シ大臣認可アリタル道路タルコト

(三) 地方廳カ本法ニ基ク特別命令ニ依リ指定サレタル道路

上又ハ管轄區域外ノ道路上ニ乗合自動車經營ノ特許ヲ得ン
トスル場合ニ於テハ道路當局ニ其ノ申請事實ノ通知書ヲ提
出シ且ツ其ノ所屬ニ從ヒロンドン官報又ハエジンバラ官報

ニ之ヲ公告シ且其ノ申請ニ依リ影響ヲ受クルモノヨリ大臣
ノ定メタル所ニ從ツテ其ノ異議ヲ申立テ得ル方法及期間ヲ
大臣ノ定ムル要式ニ依リ公示スヘシ

(三) 本法ニ基キ命令ヲ發スル場合又ハ管轄區域外ニ乗合自
動車經營ヲ認可スル場合ニ於テハ大臣ハ適當ト認メタルモ

ノニ限り商事調停局ニ關スル法律(一八七四年)第一條規
定ニ從ツテ設置サルヘキ地方機關ニ之ヲ諮問スヘシ此ノ場
合ニ於テハ前記法律ハ次ノ條件ノ下ニ適用サルモノトス

(イ) 本法ハ特別法トス

(ロ) 一八七四年ノ上記法律ニ於テ商事調停局トアル場合ハ
本法ニ於テハ交通大臣トス

(ハ) 一八七四年ノ上記法律第四節ニ「總理大臣又ハ當該局
ノ書記一名ノ自署ニヨリ」トアルハ本法ニ於テハ「交

通大臣ノ決判ニヨリ」トス

(四) 大臣ハ地方廳申請アリタル場合ニ於テ本法ニ基キ特許
命令ヲ發ス其ノ命令ハ次ノ事項ヲ規定スヘシ

(イ) 地方廳ガ管轄區域外ノ道路上ニ乗合自動車營業ヲ經營
スルコトヲ許可スル場合ニ於テハ之カ爲メ必要ヲ生シ
タ道路ノ保修、變更、改築及ヒ橋梁ノ補強ニ要スル費
用ノ負擔並ニ特種交通ニ關シテ規定シタル公道及機關
車法(一八九八年)第二十三條ノ規定ヲ變更シ又ハ排
除スル規定

(ロ) 命令ニ定ムル特定ノ方法及擔保ノ設定ニ依リ地方廳カ
起債ヲナシ得ル權限附與ノ規定

(ハ) 積立資金ノ設定、收入金ノ用途、經費支出並會計ニ關
スル規定

(ニ) 大臣カ命令ニ基ク權限ヲ決定シ得ルコトノ規定
(ホ) 大臣カ必要ト認メタル時ハ命令ヲ追加又ハ變更ヲナシ
得ルコトノ規定

(五) 本法ニ基キ發スル命令ハ爾後ニ於テ特許ヲ受ケタル地

方廳ノ乗合自動車經營特許命令ニ依リ將來變更サルコトアルヘシ

(六)本法ニ基キ大臣ノ發シタル命令ハ (八)及(九)項ニ規定ス

ル場合ヲ除クノ外)議會ノ制定シタル法律ト同様ノ効力ヲ有シ且命令發布ニ當リ採ルヘキ手續ニ關シ本法ノ要求スル事項ハ凡テ準據サレタルモノト看做ス

(七)本法ニ基ク手續ニ必要ト認めタル規則、其ノ手續ニ關スル費用支拂、其ノ他本法ノ施行ニ當リ必要ト認めタル規則ハ主務大臣之ヲ制定スルコトヲ得

(八)若シ大臣カ本條ノ申請ヲ審議スルニ當リ其ノ企業大規模ナルカ又ハ其ノ他特別ノ理由ニ依リ之ヲ議會ニ提出スルノ必要アリト認めタル時ハ法律案トシテ議會ニ提出スルコトヲ得

(九)前項ノ法律案カ上院又ハ下院ノ何レカニ提案中若シ其ノ命令ニ對スル反對ノ陳情アリタル時ハ其ノ命令ニ關スル事項ニ限り其ノ法律案ヲ選抜委員會又ハ兩院共ニ必要ト認めタルトキハ兩院合同委員會に附議スヘシ此場合ニ於テ請

願者ハ私的法律案ニ於ケル場合ト同様ニ會議ニ出席シテ意見ヲ陳フルコトヲ得。

二

(一)本法ニ基キ乗合自動車經營ノ特許ヲ受ケタル地方廳ハ土地及建物ヲ任意取得、賃借及占有スルコトヲ得、又其ノ取得シタル土地ノ上ニ乗合自動車庫、貨車庫、發電所諸建物及諸土屋ヲ建設シ、又乗合自動車ノ建造、經營、裝備、維持及修繕ニ必要ニシテ有利ナル設備(器具及機械)ヲナスコトヲ得

(二)本法ニ基キ設備サレタル電氣ヲ動力トセル乗合自動車ハ遞信用電信ヲ建設スルコトニ依リ電信機關ニ障害ヲ與ヘサル様設備並設計セラルルコトヲ要ス

(三)本法ニ基キ乗合自動車經營ノ特權ヲ有スル地方廳ハ軌道ニ付適用アル郵便物運輸法(一八が三年)ニ規定スル郵便物運輸ニ關スル事務ヲ實行スルノ義務ヲ負フ

(四)軌道法(一八七〇年)第五十一條(事業主ニ對シ詐欺ヲ爲シタル乘客ニ對スル罰則)及第五十六條(通行稅罰金

等ノ判決ニヨル回收)ハ軌道ニ用ヒラレタル車輛ト同様本

法ニ基キテ設備セラレタル乗合自動車ニモ適用セラルヘシ

(五)本法ニ基キ乗合自動車經營ノ特許ヲ受ケタル地方廳ハ

細則法ヲ以テ旅客規定ヲ定メ又乗合自動車並ニ其ノ地方廳

有建設物(土地ヲ含ム)ニ對スル妨害豫防ニ關スル規定ヲ

定ムルコトヲ得其ノ細則法ハ軌道法(一八七〇年)中ノ細

則制定ニ關スル規定ニ準據スルコトヲ要ス

三

(一)本法ニ基キ乗合自動車經營ノ特許ヲ受ケタル地方廳ハ

其ノ自動車ニテ運ハルル旅客並貨物ノ運賃料金を適宜要求

又ハ徵收スルコトヲ得

本法ニ基キ乗合自動車經營特許ヲ受ケタル地方廳ノ營業

地ニ當ル町村地方議會カ其ノ町村内ニ於テ運賃並料金を要

求並徵收サルルコトニ反對スルトキハ其地方議會ハ運賃並

料金ノ最高限ヲ定ムルコトヲ大臣ニ申請スルコトヲ得此ノ

場合ニ於テハ運賃並料金ハ其ノ最高限ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ニ基キ大臣ノ定メタル運賃並料金ノ最高限ハ乗合自

動車ヲ經營スル地方廳又ハ其ノ營業地ニ當ル町村ノ地方議
會ノ申請ニ依リ大臣之ヲ變更スルコトヲ得

(二)乗客ハ凡テ二十八封度以下ノ手荷物ヲ特別賃銀ヲ支拂

ハスシテ携帯スルコトヲ得、但シカカル手荷物ハ手ニテ持

運ハレ座席ヲ占領セス、他ノ乗客ニ迷惑又ハ不便ヲ與フル

形態又ハ種類ノモノナラサルコトヲ要ス

(三)本法ニ基キ乗合自動車營業ヲ經營サル地方廳カ若シ必

要ト認ムル時ハ五十六封度以下ノ小荷物ヲ乗合自動車ニテ

運搬シ又乗客ノ運賃ヲ超ヘサル料金ヲ支拂ヒテ犬ヲ携帯セ

シムルコトヲ得、但シ其他ノ荷物及動物ハ此ノ限リ在ラズ

(四)本法ニ基キ特許アレタル期間ヲ限リタル期間ヲ限リタ

ル運賃並料金ハ地方廳カ運賃並料金表ニ附加シテ公告指定

シタルモノヨリ指定サレタル方法ニ從ヒ支拂フコトヲ要ス

四

(一)本法又ハ他ノ法律ニ基キ乗合自動車經營ノ特許ヲ受ケ

タル數多ノ地方廳及乗合自動車營業經營ヲナシツ、アル地

方廳及會社、團體又ハ個人ハ相手方ノ施設シ又ハ施設權ヲ

有スル乗合自動車營業ノ全部又ハ一部ノ運轉、使用、管理又ハ維持ニ關スル契約ヲ締結スルコトヲ得但シ各乗合自動車營業者ニ特許ヲ與フル關係法令ノ規定ニ從フコトヲ要ス

(二)前項ニ掲ケタ地方廳及會社團體又ハ個人ハ尙左ニ列舉スル目的ノ凡テ又ハ一部ニ關スル契約ヲ締結スルコトヲ得

(イ)前項ニ掲ケタル乗合自動車營業ニ關聯シテ契約當事者

ノ一方ガ施設シタル土地、置場、建物、諸上屋、財産竝ニ乗合自動車ニ關シテ特許ヲ受ケタル旅客竝荷物ノ運賃徵收權等ノ實施、使用、管理竝維持

(ロ)契約ノ有効期間中本項ノ規定ニ基キ乗合自動車及契約

ノ目的ノ爲必要ナル用具ヲ當事者ノ一方ヨリ供給スルコト及吏員並雇員ノ雇傭

(ハ)契約當事者タル一方ノ乗合自動車營業ノ責務若ハ之ニ關連シテ生スル運輸ノ連帶

(ニ)前項ニ掲ケタル乗合自動車營業ヨリ生スル運賃ノ其他

ノ收入書ノ支拂、蒐集、並賦課

(三)地方廳ハ其ノ管轄區域外ニ互リ自動車營業ヲ經營セン

トスルトキハ土地、置場、建物諸上屋及財産等ノ所在地タル町村議會ノ同意ナクシテ土地、置場、建物、諸上屋及財産ニ關シ本項ノ規定ニ基キ契約ヲ締結スルコトヲ得ス、但シ其ノ同意カ理由ナクシテ拒マレタル場合ニ於テ大臣ニ陳情アリタル時ハ大臣ハ其ノ同意ヲ省略セシムルコトヲ得

五

本法ニ基キ乗合自動車經營ノ特許ヲ受ケタル地方廳ハ駐車場出發地又ハ乗降客ノ爲メ停車スヘキ場所ヲ指定シ、且貨車及乗合自動車カ上記ノ地點ニ於テ停車シ得ル時間ヲ制限スルコトヲ得但シ本項ニ規定スル權限ハ關係町村ノ地方議會ノ同意アル場ヲ除クノ外地方廳ノ管轄區域外ニ適用スルコトヲ得ス

六

(一)本法ニ基キ乗合自動車經營ノ特許ヲ受ケタル地方廳ハ其ノ乗合自動車路線ニ當ル道路又ハ其ノ附近ノ道路上ニ設

ケラレタル照明柱、電柱、標柱其ノ他之ニ類似ノ建設物ニ添架シテ記標又ハ駐車箇所ノ位置ヲ指示スル方向標ヲ設置スルコトヲ得

照明柱、電柱、標柱、其他之ニ類スル建設物カ地方廳ノ所有ニ屬セサル場合ニ於テハ記標又ハ方向標ヲ設置セントスル旨ヲ書面ヲ以テ各所有者ニ通知シ且其レ等ノ建設物ニ付生シタル損害ノ補償ヲ爲スヘシ私有ノ財産ニ對スル損害ニ付亦同様ナリ

(二)前項ノ規定ハ其ノ目的ノ爲ノ必要止ミタル後ニ於テモ尙其レ等ノ建設物ヲ存置スルコトヲ所有者ニ強要スルモノニ在ラス

(三)地方廳ハ書面ニ依ル合意アル場合ヲ除クノ外、遞信省所有ノ標柱、電柱、又ハ小柱ニ添加シテ記標又ハ方向標ヲ設置スルコトヲ得ス。

七

本法ニ於テハ前後ノ關係ニテ特別ノ意味ニ解スルノ必要

アル場合ヲ除クノ外次ノ語義ヲ有ス

「大臣」トハ交通大臣ヲ云フ

「地方廳」トハ(一)町村ノ地方議會及(二)町村ノ地方議會

ノ代表者ヨリ成ル合同局ハ合同又委員會ヲ云フ但シ其ノ

地方議會、局又ハ委員會ハ軌道、無軌條又ハ乗合自動車

ノ施設實施又ハ經營ノ特權ヲ有シ且各地方議會カ代表ス

ル町村ノ本法ノ目的ノ爲ニ合同シタル局又ハ委員會トス

「道路當局」トハ計劃サレタル乗合自動車事務ノ經營セ

ラルル道路又ハ其ノ一部ニ關聯シテ其ノ維持及建設ノ責

務ヲ有スル當局、會社又ハ個人ヲ云フ

「無軌條式電車」トハ軌條無クシテ且或外部ノ發電所ヨ

リ送電サレタル電力ニ依リ道路上ヲ疾驅スルモノヲ云フ

八

(一)本法は乗合自動車法(一九二六年)トシテ引用ス

(二)本法ハ北部愛蘭又ハ倫敦交通法(一九二四年)ノ第一

表ニ記載サレタル倫敦交通區域ニハ之ヲ適用セス。